（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年五月十五日にニューデリーで

インド財務省経済局局長

S・セルヴァクマール

インド駐在

日本国特命全権大使　八木毅閣下

○外務省告示第百六十九号

平成二十七年五月十二日にウランバートルで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億四千五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ルンデグ・プレブスレン外務大臣

平成二十七年五月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七十号

平成二十七年五月十二日にウランバートルで、日本モンゴル教育病院建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　日本モンゴル教育病院建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　七十九億八千五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ルンデグ・プレブスレン外務大臣

平成二十七年五月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七十一号

平成二十七年五月十八日にモンロビアで、リベリア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がリベリア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　吉村馨在リベリア大使

リベリア側　B・エリアス・ショニイン外務大臣臨時代理

平成二十七年五月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七十二号

平成二十七年五月十九日にアクラ（ガーナ）で、シエラレオネ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がシエラレオネ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　梅津茂在シエラレオネ臨時代理大使（ガーナにて兼轄）

シエラレオネ側　サムラ・マシュー・ウィルソン・カマラ外務・国際協力大臣

平成二十七年五月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第百八十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年五月二十九日

財務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までのこれらの物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一○トン
四	四八二トン
五	一二四トン
六	一トン
七	一トン
八	○トン
九	七九七トン
一○	一七六トン
一一	七五トン
一二	四、六六一トン
一三	四五一、九一四トン
一四	一四八、○九二トン
一四の二	四○、三六三トン
一五	一○トン
一六	四トン
一七	六、五九○トン
一八	一六二トン
一九	八六トン
二○	七トン
二一	二、五三○トン
二二	六九トン
二三	五五トン
二四	一○トン
二五	○トン
二六	一○五トン
二七	六四トン
二八	○トン
二九	○トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	四五一、九一四トン
一四	一四八、○九二トン

○財務省告示第百八十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年四月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年五月二十九日

財務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗